

岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務実施要領

令和4年11月17日
建技第572号

【沿革】 令和4年11月17日付け建技第572号制定、令和6年3月12日付け建技第821号一部改定

(趣旨)

第1 この実施要領は、県土整備部が所管する委託業務において、BIM/CIMを適用する際に確認・実施すべき事項を示し、事務の円滑かつ効率的な実施を図り、もって公共事業の品質を確保するとともに効率化を実現するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取り扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。

BIM/CIM適用業務とは、受発注者の生産性向上を目的とし、発注者が3次元モデルの活用を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成又は活用する業務をいう。

(対象業務)

第3 BIM/CIM適用業務は以下に示す業務を対象とし、3次元モデルの活用による効果が期待される業務には積極的に適用するものとする。

- (1) 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- (2) 地質調査共通仕様書に基づき実施する地質調査業務
- (3) 設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務

なお、これ以外の業務でも発注者の判断により、BIM/CIM適用業務の対象とすることができる。

(実施手続)

第4 BIM/CIM適用業務の発注方式は以下のとおりとし、発注者は入札公告に別紙1又は別紙2の特記仕様書を添付し、BIM/CIM適用業務の対象であることを明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。

なお、発注者が指定する活用内容は特記仕様書に示すものを基本とするが、それ以外であっても、契約後、受注者からの提案により活用内容を追加することができる。

(2) 受注者希望型

契約後、受注者から3次元モデルの活用希望があった場合に、3次元モデルの活用を行う方式である。

2 BIM/CIM適用業務の対象として発注していない業務において、受注者から3次元モデルの活用希望があり、発注者がこれを認めた場合は、BIM/CIM適用業務の対象とすることができるものとし、前項(2)の受注者希望型と同様の取扱いとする。

3 BIM/CIM適用業務として実施する場合、受注者は、第6に示すBIM/CIM実施計画書の提出に先立ち、3次元モデルの活用内容及び詳細な作成内容(作成範囲・詳細度・属性情報等)を協議するものとする。

また、受注者希望型において3次元モデルの活用を行わない場合、受注者は業務計画書の提出に先立ち、その旨を発注者に報告するものとする。

(3次元モデルの活用内容)

第5 3次元モデルの活用内容については、国土交通省「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」(令和5年4月1日以降適用)の「別紙1 義務項目、推奨項目の一覧」に示される内容を参考とすることができる。ただし、義務項目及び推奨項目の区別は適用しないも

のとする。

3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、発注者は活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

(BIM/CIM実施計画書)

第6 受注者は、第4第3項に基づく協議内容を踏まえ、以下の内容を記載したBIM/CIM実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、BIM/CIM実施計画書の作成にあたっては、国土交通省が公表している記載例を参考とすることができる。

- (1) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- (2) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- (3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- (4) 3次元モデルの作成担当者
- (5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 業務を進める中で活用内容等に変更が生じた場合は、受注者は変更箇所を赤字表記したBIM/CIM実施（変更）計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(BIM/CIM実施報告書)

第7 受注者は、3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成し、第8により発注者に提出するものとする。

なお、BIM/CIM実施報告書の作成にあたっては、国土交通省が公表している記載例を参考とすることができる。

- (1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- (2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- (3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- (4) 成果物
- (5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

(成果の納品)

第8 受注者は、以下に示すものを業務成果品の一部として納品するものとする。

- (1) 作成又は更新した3次元モデル（閲覧するための無償ビューワーを含む）
- (2) BIM/CIM実施計画書、BIM/CIM実施（変更）計画書
- (3) BIM/CIM実施報告書

(委託業務成績評定)

第9 BIM/CIM 適用業務を実施した場合、以下の表のとおり監督職員により加点評価するものとする。

考查項目	細別	評価対象項目	測量業務	地質調査業務 設計及び計画業務
評 実 価 施 施 状 況 の	創 意 工 夫	当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは（高度な）測量（調査）・解析（設計）等の手法・技術に関する提案がなされている。	1点※	
		創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。	1点※	

結果の評価	成果品の品質	多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。	○	
-------	--------	--	---	--

※その内容が特に評価に値する場合は、更に加算評価できるものとする。

2 発注者指定型において、受注者の責により3次元モデルの活用を行わなかった場合は、委託業務成績評定要領で定める「業務成績採点表」における「⑩その他」において、2点の減点評価を行うものとする。

（委託業務費の積算）

第10 3次元モデルの作成又は活用に係る費用は、活用内容の詳細を受発注者協議により決定することを鑑み、発注方式にかかわらず、契約後に受注者から徴収する見積りを参考に受発注者協議のうえ費用を計上するものとする。

このため、当初設計においては3次元モデルの作成又は活用に係る費用は計上しないものとする。

なお、費用計上の対象となるものは、第4第3項に基づき予め協議を行い、発注者が活用の効果とそれに要する費用を鑑み、必要と認めたものに限る。

（簡易総合評価落札方式における技術提案の取扱い）

第11 簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札において、受注者が技術提案として3次元モデルの活用を提案した場合は、当該提案事項を履行するための費用は計上しないものとする。

ただし、発注者指定型においては以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 評価の取扱い

入札公告時に発注者が特記仕様書で示す3次元モデルの活用内容に係る技術提案事項は評価対象外とするが、それ以外の3次元モデルの活用に係る技術提案事項については、評価の対象とする。

(2) 費用計上及び見積りの取扱い

入札公告時に発注者が特記仕様書で示す3次元モデルの活用内容に係る費用は第9により計上するが、技術提案事項を履行するための費用（3次元モデルの作成範囲や詳細度が高くなる場合を含む）は計上しないものとする。この場合、受注者は、見積りに後者に係る費用は含めないものとする。

（その他）

第12 この要領に定めのない事項については、国土交通省等が定めるBIM/CIM関連基準等を準用又は参考とすることができるものとし、必要に応じて受発注者の協議により決定するものとする。

附 則（令和4年11月17日 建技第572号）

この要領は、令和4年12月1日から施行し、原則として、施行日以降に入札公告に付す委託業務から適用する。ただし、本要領を適用する以前からの委託業務であっても、受発注者の協議により、本要領を適用することができる。

附 則（令和6年3月12日 建技第821号）

この要領は、令和6年4月1日から施行し、原則として、施行日以降に入札公告に付す委託業務から適用する。ただし、本要領を適用する以前からの委託業務であっても、受発注者の協議により、本要領を適用することができる。

岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務 特記仕様書
【発注者指定型】

第 1 条

本業務は、BIM/CIM適用業務（発注者指定型）の対象であり、受発注者の生産性向上を目的とし、受注者が 3次元モデルを作成又は活用するものである。

実施にあたっては、以下の岩手県ホームページ※に掲載する「岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務実施要領」に基づき実施することとする。

※トップページ > 県土づくり > 建設業 > 建設業の働き方改革 > コンサル業 > BIM/CIM適用業務
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020278/1060263/index.html>

第 2 条

簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札において技術提案を求めるとき、当初設計で次条に示す 3次元モデルの活用については技術提案の評価対象外とするが、それ以外の 3次元モデルの活用に係る技術提案事項については、評価の対象とする。

第 3 条

本業務では、以下に示す内容について、3次元モデルを作成又は更新し、活用する。

(1) 出来上がり全体イメージの確認

出来上がりの完成形状を 3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。

注) ・括弧内の記載は一例であり、案件毎に発注者において実施要領第 5 に基づき設定すること
・設計変更の際は、受発注者協議により実施することとなった 3次元モデルの活用内容を本条に記載するものとする（ただし、技術提案事項は含まない）
・本特記仕様書を入札公告に付す際は、上記括弧（図形）及び本注釈は削除すること

岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務 特記仕様書
【受注者希望型】

第 1 条

本業務は、BIM/CIM適用業務（受注者希望型）の対象であり、受発注者の生産性向上を目的とし、受注者が実施を希望する場合に 3次元モデルを作成又は活用を提案するものである。

実施にあたっては、以下の岩手県ホームページ※に掲載する「岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務実施要領」に基づき実施することとする。

※トップページ > 県土づくり > 建設業 > 建設業の働き方改革 > コンサル業 > BIM/CIM適用業務
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020278/1060263/index.html>

第 2 条

本業務では、以下に示す内容について、3次元モデルを作成し、活用する。

(1) 出来上がり全体イメージの確認

出来上がりの完成形状を 3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。

注) ・本条は、設計変更の際に受発注者協議により実施することとなった 3次元モデルの活用内容を記載するものとする（ただし、技術提案事項は含まない）
・本特記仕様書を入札公告に付す際は、上記括弧（図形）、第 2 条及び本注釈は削除すること